

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 平成30年4月6日（金）  
午後4時00分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

## 議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 3 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について
- 第 5 議案 第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 6 議案 第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による買受適格証明申請に対する意見決定について
- 第 7 議案 第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 平成30年4月6日(金)

2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 14名

1番 北田 直喜      2番 谷越 彦茂      3番 沖本 喜久雄

4番 野崎 努      5番 小坂 芳夫      6番 谷口 敬蔵

7番 石坂 誠一      9番 徳本 久邦      8番 中山 修

10番 原 武雄      11番 関口 たず子      12番 中田 登與志

13番 中島 悦子      14番 杉山 篤勇

5. 総会に欠席した農業委員の数 0名

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 5名

上中島地区 溝口 敏正      上野方地区 本田 新一

下野方地区 稲盛 保雄      加積地区 畠山 勇

西布施地区 谷崎 雅彦

7. 議事録署名委員

6番 谷口 敬蔵      7番 石坂 誠一

8. 総会に出席した職員

事務局長 浦田 誠      庶務係長 五十嵐 孝

主査 赤坂 喜英      主任 杉本 ゆき子

主事 高木 宣行      主事 横田 悠介

---

【開 会：午後4時00分】

杉山会長： それではただ今から平成30年度4月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、6番谷口委員、7番石坂委員にお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

杉本主任： 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。

今月の申請は3件です。地区別の内訳は、上野方地区が3件で、合計面積が14,654㎡です。

それでは次のページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

**【議案第1号 議案書をもとに朗読】**

今回の申請は、いずれも農地法による各基準を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま  
す。事務局からの説明は以上です。

杉山会長： ただいま事務局からの説明が終わりました。  
それでは担当地区委員からの説明をお願いします。

谷口委員： 事務局から説明がありました通りでございます。  
まず、1番に関して自宅横の所有権移転ということです。  
2番に関しては、借受人が現在水稻を耕作しており、引き続き借  
り受けたいということでの申請です。  
3番については、本家が引き続き耕作をしていくということで確  
認しております。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員から説明を求めましたが、今  
回は、地区担当推進委員も出席しておられますので、何かご意見が  
ありましたらご発言願います。

本田委員： 問題ないと思います。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは許可決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第1号は許可決定いたします。  
議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意  
見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意  
見決定についてご説明します。7ページ目の説明概要をご覧ください

い。今月の4条申請は1件ございました。転用別内訳は、表のとおりで、地区別の内訳は西布施地区1件で1,000㎡です。それでは8ページ目の総括表を読み上げてご説明いたします。

**【議案第2号 議案書をもとに朗読】**

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： では、担当地区委員の説明をお願いします。

谷越委員： 当案件については、先ほどありましたとおり、地域の担い手ということでありまして、黒沢地区の他黒部市の東布施でも耕作しており、面積が拡大しております。本人の他にも甥が農作業に従事しております。今まで旧宅と申請地と2か所で分散して作業をしておりましたが、面積拡大により1か所に集約しフレコン対応の設備を導入することで作業の効率化を図るということで、今回の申請になりました。問題はないものと思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当地区委員からの説明が終わりました。地区担当推進委員も出席しておられますので、含めて何かご意見がありましたらご発言願います。

谷崎委員： 特に問題ないと思います。営農組合と併せて地域の農地の受け皿となっていくと思います。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第2号は意見決定いたします。

議案第3号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第3号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定についてご説明いたします。10ページ目をご覧ください。

**【議案第3号 議案書をもとに朗読】**

以上、農地の区分と転用目的については適当であると考えられ、すべての許可要件を満たしていると考えますので本案件の事業計画変更申請に問題はないものと考えられます。

また、不要となった部分については、転用許可の取消願いが提出されておりますことを申し添えます。

杉山会長： 続きまして担当地区委員の説明をお願いします。

野崎委員： 事業計画の変更ということで、特に問題無いと思います。

杉山会長： ただいま地区委員からの説明が終わりましたが、地区担当推進委員も出席しておられますので、含めて何かご意見がありましたらご発言願います。

溝口委員： 現地を確認して来ましたが、何の問題も無いと思います。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

杉山会長： 残地の部分はそのままだとして耕作予定ですか。

高木主事： 今回減らした部分については、隣接する農地と一体として引き続き所有者が水稻を耕作する予定です。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第3号は意見決定いたします。

議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。12ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は2件ございました。転用別内訳は、表のとおりで、地区別の内訳は上中島地区1件、加積地区1件、合計面積が7,781㎡です。それでは13ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

**【議案第4号 議案書をもとに朗読】**

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： それでは担当地区委員の説明をお願いします。

野崎委員： 申請地は市道に面しておりまして、周りも部落であります。住宅地と隣接しており問題無いと思います。

小坂委員： 先ほど事務局から説明のあったとおりです。

トラックの往来については、農耕車優先でお願いしたいと伝えました。

杉山会長： ただいま事務局並びに現地確認委員からの説明が終わりました。

本日出席の地区担当推進委員も含めまして、何かご意見がありましたらご発言願います。

溝口委員： 現地を確認してまいりました。今ほどの説明のとおりでありましたので、問題ないものと思います。

畠山委員： 現地を確認してまいりました。トラック往来のため農道もきれいに整備されており、農道が崩れる心配もなく、問題ないと思います。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

北田委員： 2番の案件について、神明社横の田んぼを耕作しておりますが、一日のダンプの通行量はどのようなものでしょうか。

高木主事： ダンプの通行量は把握しておりませんので、確認しておきます。

なお、神明社横の農道についてはダンプの通行ルートではありません。申請以外の道で農耕車の邪魔にならないように申請者に伝えます。

石坂委員： 現在隣接地で別の業者も陸砂利採取しているので、そちらにも伝えていただきたい。

高木主事： 確認しておきます。

杉山会長： その砂利採取はいつまでか。

高木主事： 平成32年5月までを予定しております。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第4号は意見決定いたします。  
議案第5号農地法第5条第1項の規定による買受適格証明申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第5号農地法第5条第1項の規定による買受適格証明申請に対する意見決定についてご説明します。

担保不動産競売事件の物件に農地が含まれる場合、民事執行規則第33条の規定に基づき買受適格証明を有しない者の買受申出が禁止されております。平たく申しますと、農地法の許可見込みが無い者は競売の入札に参加できないということになります。今回の場合5条案件ということで、富山県知事が買受適格を証明するにあたり、5条転用許可の見込みについて農業委員会としての意見決定をご審議願います。それでは17ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

**【議案第5号 議案書をもとに朗読】**

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考え



えます。

杉山会長： それでは担当確認委員の説明をお願いします。

北田委員： 事務局説明のと通りの競売物件です。現地を確認しましたが、水路等も無く、荒地状態です。隣接者にも土地改良区の理事とともに説明しております。

杉山会長： ただいま事務局並びに現地確認委員からの説明が終わりました。本日出席の地区担当推進委員も含めまして、何かご意見がありましたらご発言願います。

稲盛委員： 問題ないものと思います。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第5号は意見決定いたします。

杉山会長： 議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明を求めます。

赤坂主査： 議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。魚津市長より平成30年3月28日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。19ページから農用地利用集積計画の一覧表となっております。今月の案件は、1議案18件で、全て農協を通じて利用権設定を行う転貸でございます。新規と再設定の内訳についてですが、新規が5件23筆12,574㎡、再設定が13件30筆42,122㎡でございます。合計が18件53筆54,696㎡でございます。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営

基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第6号は総括表記載のとおり決定いたします。これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

五十嵐係長： (魚津市農業委員会平成29年度活動計画に対する点検評価(案)及び平成30年度活動計画(案)について説明)

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後5時10分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】

農地法第3条調査書

議案第1号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 杉本 ゆき子
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作予定であり、リース及び保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請地は、これまでも水稻が行われており、本件の権利移動を行ったあともこれまでと同様の利用形態を行う予定であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、3月27日、石坂委員と事務局高木、杉本が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第1号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 杉本 ゆき子
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作予定であり、リース及び保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請地は、これまでも水稻が行われており、本件の権利移動を行ったあともこれまでと同様の利用形態を行う予定であり、本件の使用貸借権の設定により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、3月27日、石坂委員と事務局高木、杉本が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第4条調査書

議案第2号 受付番号1番

申請者		作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	魚津市が定める農業振興地域整備計画において、農用地として利用すべき土地として定められた土地でありますので農用地区域内農地です。 転用許可基準は農用地利用計画において指定された用途に供するためのものです。	
転用目的	既存の建屋を解体し、新たに199.86㎡のフレコン対応の乾燥調整施設を建設する予定としております。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら農業用施設用地として無断転用していたことを反省し、始末書が添付されています。必要な資金については全額自己資金でまかなう計画ではありますが、残高証明及び共済契約払戻金証明が添付されており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに造成工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、農業用施設敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は農業用施設を建築する目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮し、雨水排水については、隣接する排水路へ放流されます。生活雑排水については、合併浄化槽を設置します。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第4号 受付番号1番  
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね18haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	譲受人は現在アパートで妻と生活をしておりますが、休日には実家で農作業に従事しており、また親の老後の生活の支援となることを見据えて実家近くに一般住宅を建築する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、すべて借入金でまかなう計画で融資可能証明を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は一般住宅を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	造成工事については、隣接地（宅地）との境界には既在の擁壁があり、隣接農地もなく周辺に与える影響は問題ないと考えます。 生活排水は申請地に隣接する市道に埋設される公共下水道に接続し、雨水排水については、申請地から暗渠排水で道路向かいにある既存排水路へ放流する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第4号 受付番号2番  
(賃借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	魚津市が定める農業振興地域整備計画において、農用地として利用すべき土地として定められた土地であえますので農用地区域内農地です。 転用許可基準は一時転用です。	
転用目的	砂利採取のための一時転用です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金についても全額自己資金でまかなう計画で口座の取引明細を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請地の一部に地役権が設定されていますが、権利設定者からの同意書が添付されており、問題はないものと思えます。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、事業施行期間は、平成30年5月1日から平成32年4月30日までの2年間の一時転用の計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み	申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請済で、許可見込みがあります。	
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、砂利採取のための一時転用として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は砂利採取のための一時転用であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	周囲に防塵ネットで囲み周辺農地へ被害が及ばないように配慮されております。また、進入路として使用する農道についても農耕車を優先し、破損があれば直ちに補修することとしておりますので、営農への支障は無いと考えます。	
一時転用の妥当性	3年以内の一時転用であり、申請目的のために供する必要性があると認められ、農業振興整備計画の達成に支障がないことを確認しています。	
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第5号 受付番号1番  
(適格者証明)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、農地の区分は都市計画法上に定める「第一種中高層住居専用地域」に指定されている用途地域内の農地であるため第3種農地と判断します。 転用許可基準は、原則許可です。	
転用目的	共同住宅敷地として使用するため特別売却に参加するものです。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金についても全額借入金でまかなう計画であり、申請書に融資可能証明も添付されており適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性		
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用予定の宅地も特別売却にかけられており、一括で買受します。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適当と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、共同住宅敷地として必要最小限の面積であり適当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、共同住宅敷地であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	近隣農地とは段差があり、被害の及ばぬように充分配慮しており、雨水等の排水については、水路を利用されます。生活雑排水については、公共下水道に接続します。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		